

# 山口県個人情報保護条例に基づく留意事項について

教育庁学校安全・体育課

## 1 個人情報（携帯電話番号、電子メールアドレスなど）を収集する際の留意事項

### 【山口県個人情報保護条例《抜粋》】

#### （収集の制限）

**第5条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内において、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（第7号から第9号までに掲げる場合にあっては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。）は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(1) 個人情報を取り扱う事務（＝緊急連絡網などの作成）の目的をあらかじめ明確にしておくこと。

「学校から保護者に対して緊急時の情報を速やかに伝達する体制を整備する」という目的で、緊急連絡網やメール配信システムは整備されるものです。

(2) 収集しようとする個人情報が目的を達成するために必要なものであること。

(1)の目的を達成するため、保護者の携帯電話番号や電子メールアドレスなどの個人情報を収集する必要があるものです。

(3) 適法かつ適正な方法で収集すること。また、個人情報の収集は、原則として、直接本人から行うこと。本人以外の者から収集する場合は、本人の同意を得ること。

個人情報を収集する際は、適法かつ適正な方法によることは言うまでもありませんが、直接保護者本人から収集する必要があります。本人以外の者（例えば児童生徒など）から収集する場合は、保護者本人の同意を得るようにしてください。

## 2 緊急連絡網などを作成し、個人情報を保護者へ提供する際の留意事項

### （利用及び提供の制限）

**第6条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(2) （以下略）

2 実施機関は、個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3 実施機関は、公益上必要であり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、オンライン結合（当該実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。）による個人情報の提供をしてはならない。

- (1) 原則として、他の目的のために収集した個人情報を緊急連絡網などを作成するために利用することはできず、また、他の保護者へ提供できないこと。この場合、本人の同意があれば可能であること。

緊急連絡網などを作成する以前に、何らかの理由により保護者の携帯電話番号などを学校が収集している場合もありますが、緊急連絡網などに利用するためには、保護者本人の同意を改めて得る必要があります。同意を得られない場合は、緊急連絡網への記載、メール配信システムへの登録はできません。

- (2) 他の保護者へ個人情報を提供する際には、必要に応じて制限を加えるなどして個人情報の適切な管理を求めること。

緊急連絡網は、配布先が限られており、連絡体制をとることを保護者が互いに確認して利用されるべきものです。保護者に配布する際には、第三者への情報提供を禁止することを明示するなどして、個人情報の適切な管理を求めるようにしてください。

- (3) 原則として、オンライン結合による情報提供は行わないこと。

作成した緊急連絡網を保護者へ配布する際には、個人情報の管理上、直接保護者本人に手渡すことが望まれます。児童生徒に持たせる場合は、紛失しないよう何度も注意を喚起してください。

### 3 収集した個人情報を管理する際の留意事項

#### (適正管理)

**第7条** 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれが記録されている公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値が生ずると認められるものについては、この限りではない。

- (1) 個人情報の漏えいなどを防止するよう適切な管理を行うこと。

メール配信システムにより緊急連絡する際には、他の保護者のメールアドレスが漏れないようB.C.Cで送付し、個人情報の適切な管理に留意してください。

【B.C.C (Blind Carbon Copy)】

電子メール機能の一つ。メール送信は、複数のアドレスを指定できますが、B.C.Cでメールを送ると相手側には他のアドレスは表示されません。

- (2) 個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めること。

緊急時に速やかに情報を伝達できるよう、緊急連絡網などは正確に作成し、随時、最新の内容となるよう更新してください。

- (3) 緊急連絡網などが必要なくなった場合、個人情報を速やかに消去すること。

旧年の緊急連絡網など必要なくなったものは速やかに廃棄等してください。廃棄等をする際にも個人情報の漏えいなどに注意してください。